

## テレワークに取り組まれている移住者を支援します

与謝野町では、都市部からの移住を促進するため、テレワークの実施を機に与謝野町内に転入したの方に対し、下記のとおり支援する制度を創出しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 補助事業名

与謝野町先導的テレワーク移住者支援事業

#### 2 補助対象者

次の(1)～(4)の全てを満たす方

- (1) 令和3年4月1日以後に本町に転入した方であって、転入日の前日まで1年以上都市部（平成27年国勢調査において、大都市圏及び都市圏に位置する市町村で人口集中地区に設定された地区）に居住していたこと
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から1年を超えて本町に定住する意思があること
- (3) 次のいずれかに該当すること
  - ・都市部に存する企業等に在職している被雇用者であって、本町に転入した日以後、60日間以上テレワークで勤務していること
  - ・都市部において事業活動を行う個人事業主であって、本町に転入した日以後、60日間以上テレワークで事業活動を実施していること
- (4) 本町及び前住所地がある自治体の市町村税を滞納していないこと

#### 3 補助対象経費

建物の取得費用（土地代金は含まない）、改修費用（中古物件に限る）、賃料（6ヵ月分）敷金・礼金、共益費、仲介手数料、引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用に限る）

#### 4 補助上限額

50万円以内（千円未満切捨て）

#### 5 募集期間

令和3年8月16日（月）～令和4年3月10日（木）

#### 【取材・問い合わせ先】

与謝野町役場 商工振興課  
担当 三田  
電話 0772-43-9012